Mobility: Immigration alert

September 2020

日本

イミグレーション インフォメーション: 2020年9月1日現在

在留資格を有する外国人の再入国が2020年9月1日より可能に

上陸拒否対象国からの再入国:

日本は現在、146の国と地域からの外国人の入国を拒否していますが、在留資格を有する外国人で、2020年8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国し、現在上陸拒否対象国に滞在されている方について、在留資格や出国日に関わらず2020年9月1日（本邦到着分）以降の再入国が認められることとなりました。

ただし、現在滞在の国または地域を出られる前に、事前の手続きが必要です。

必要書類:

1）確認書 - 滞在国所在の日本国大使館／領事館等発行

2）出国前検査証明 - 滞在先の国･地域を出国する前72時間以内に受けた新型コロナウイルス感染症に関する検査結果

なお、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格保持者（及びこれらの在留資格を有さない日本人･永住者の配偶者又は子）ならびに、緊急･人道上の配慮等の「特段の事情」が認められた者についても、9月1日以降に入国される方については、上記2の書類が必要となります。また、再入国される方については、上記1および2の取得が必要となります。

在留カードを保有する在留外国人の上陸拒否の対象地域への渡航予定と再入国:

在留カードの交付を受けて日本に在留している外国人うち、有効な旅券と有効な再入国許可を保持している方、または、有効な旅券と在留カードを所持しており、再入国許可を取られている方（またはみなし再入国許可による出入国が可能な方）については、2020年9月1日より出入国在留管理庁に対し所定の手続きを経て再入国予定を申請することにより、上陸拒否対象地域への渡航と再入国が可能になります。

- 事前に出入国在留管理庁へのメールによる申請（reentry-confirmation-req01.immi@i.moj.go.jp）が必要です
- 再入国時には、追加的防疫措置が必要となります
  ※なお、出国の期間によって必要な措置が異なる場合があります

Building a better working world

訪日を希望する外国人:

- **私は日本にある子会社に出向する予定です。**

日本の法人を所属機関として、在留資格認定証明書(COE)を申請してください。[*1]

COEが交付されたら、あなたの居住地を管轄する日本大使館/領事館で就労ビザを申請する必要があります。

現在、ほとんどの日本大使館/領事館はビザ申請を受け付けていません。

COEの有効期間は通常3か月ですが、上陸拒否対象国のリストから申請人の滞在国·地域が削除された日から6か月、または2021年4月30日のいずれか早い方の日まで延長されました。

したがって、日本大使館/領事館でビザの手続きが再開されるまで、COEを保持する必要があります。

- **ビジネスミーティングに参加するために日本に来る必要があります(商用訪問者)/妻が日本で会いたいと希望しています(訪問者)**

2020年8月現在、世界146か国·地域から来日する外国人は上陸拒否の対象となります。

したがって、ビザ免除国のパスポートを所持していても、日本に入国することはできません。

日本からの通知をお待ちください。

- **私は日本の在留カード(RC)の保持者であり、再入国許可を持って日本を出ました。日本に戻れますか?**

有効なRCを所持しており、再入国許可を取得して、またはみなし再入国制度により日本を出国したのであれば、在留資格、現在の滞在先、および出国日に関わらず、再入国が可能です。

なお、2020年9月1日以降に再入国する場合は、新型コロナウイルスの陰性検査結果の提出など、感染防止対策を遵守する必要があります。また、滞在国所在の日本国大使館/領事館等発行の「確認書」が必要です。

現在日本に居住している外国人:

- **日本を出国して家族を訪ねたいのですが、日本に戻ることはできますか?**

はい。1)有効なRCを所持しており、2)RCを使用してみなし再入国制度によりまたは再入国許可を取得して出国し、3)出国前に事前に出入国在留管理庁に対し、追加の防疫措置に同意することにより出国と再入国が可能です。

その他の最新情報:

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」

2020年6月18日、日本政府は、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を発表しました。

これは、一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置することを目指したものです。

現行の水際措置を維持した上で、政府は、追加的な防疫措置を条件として国際的なビジネスなどの往来を促進するための例外的な枠を暫定的に実施します。

この枠組みの対象範囲は、日本国籍又は対象国·地域の国籍を有し、日本又は当該対象国·地域に居住する人であって、日本と当該対象国·地域の間の直行便を利用する人に限定されます。

政府は実施状況を評価し、この枠組みの将来の有効範囲を検討します。この枠は、関連する国/地域に対して順次有効になります。

政府は、新型コロナウイルスの感染状況が比較的抑制されている以下の国/地域との協議を開始しました。ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、および台湾。

7月29日より、「レジデンストラック」が施行され、自宅または他の所定の場所で14日間の待機を維持しつつ、日本と次の2カ国間の渡航が再開できるようになりました。

- タイ
- ベトナム

また、9月上旬には、マレーシア、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの間で「レジデンストラック」が、その後シンガポールとの間では「ビジネストラック」と「レジデンストラック」が開始される方向で調整が進んでいます。

*1 必要書類に関する情報および専門家への相談についてはEY行政書士法人までお問い合わせください。

EY行政書士法人（EYGH）

藤井　恵
Tel: +81 70 3769 9088
Email: megumi.fujii@jp.ey.com

中尾 美奈子
Tel: +81 70 7473 1587
Email: minako.nakao@jp.ey.com

小麻野 美和子
Tel: +81 70 2485 2879
Email: miwako.koasano@jp.ey.com

庄 浩子
Tel: +81 70 2485 2878
Email: hiroko.sho@jp.ey.com

村上 聡子
Tel: +81 70 2485 2876
Email: satoko.murakami@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて
EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jp をご覧ください。

© 2020 EY Immigration Corporation
All Rights Reserved.

ED None. Japan SCORE 20200903

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY行政書士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com